

災害時における防災計画について

平成29年度
要望
事項

平成29年4月に川崎市備蓄計画が改定されました。その中では、川崎市直下型地震を中心に想定している「川崎市地震被害想定調査」（平成21年度、平成24年度）を基にした麻生区の避難者数は29,867人が想定されているにもかかわらず、公的備蓄物資交付対象者数は、家屋被害の全壊、焼失のみを対象としているため、7,502人のままで見直しはされませんでした。しかし、近年発生した被災地を見るに、家屋被害が半壊であつても余震を恐れ避難所に避難される方も多く見られました。

また、都市部においては避難所の収容人数等の関係から、近くの公園、神社等の一時避難所に避難する方、家屋全壊を免れたものの不安を抱えたまま自宅の庭で生活する在宅被災者等、多様な避難ケースが考えられます。平成28年4月の熊本地震では、避難者が最大18万人となり、避難所運営や避難所以外の避難者への対応、支援物資の受入・運搬のあり方等、多くの課題が浮き彫りになりました。全国から多数の支援物資が送られたものの、被災者にはなかなか届かず、集積拠点等で停滞する事例は多くの災害で見受けられました。

川崎市においても、災害時における物資の供給・輸送に関する協定締結などの対応を取られていますが、集積された物資をどのようにして被災者に届けるかといった実際の被災現場で明らかになってきた課題に対して、更なる対応の検討と体制の確立を要望するものです。

●要望1

備蓄計画における備蓄物資の更なる充実、公的備蓄物資交付対象者の拡大を要望します。被害想定を検討に当たり、川崎市の北部に位置する麻生区は「立川断層帯」の影響から南部より甚大な被害も想定されます。様々な被害想定を基にした最大規模の被害想定に基づく対応を要望します。

●要望2

今回の備蓄計画の見直しでは、7日分の備蓄推奨が明記され一定の前進が見られました。引き続き市民に対して啓発を進めるよう要望します。町連としても啓発に努めてまいります。

●要望3

避難所に集積された物資の被災者への迅速かつ効率的配布に当たり、配布先の決定・配布方法・必要人員の確保など一定の基準や体制作りなどが必要と考えますが、市の見解（対応）についてお示しください。日頃の避難所訓練のプログラムに盛り込むなども必要と考えます。

●要望4

一時避難所の活用は極めて現実的なものであると考えます。避難所以外に避難している被災者への物資供給などの支援体制確立を要望します。大規模災害が発生した場合、被災者の多くは避難所に入れずに一時避難所に留まることも想定されるため、一時避難所は避難所の補完的役割を担う避難先の一つとして明確に位置付け、市は活用を推奨することが必要と考えます。

回
答

【回答】

はじめに、備蓄物資交付対象者につきましては、地震被害想定調査結果に基づき、家屋が全壊、全焼のため避難所で生活することが余儀なくされ、かつ物資の確保が困難な方を対象としております。平成24年度に実施した地震被害想定調査以降、住宅の耐震化などが進み建物被害が軽減していることから、現時点では交付対象者及びその人数の見直しを行う予定はございません。

今後につきましては、国の動向や新たな知見などに注視しながら、地震被害想定の見直し調査の必要性について、検討してまいりたいと存じます。あわせて、市民の皆様方には、各家庭での食料等の備蓄を進めていただくとともに、避難される場合には、食料などの非常時持出品をお持ちいただくよう、全町内会連合会の皆様とも連携して、引き続き啓発に努めてまいりたいと存じます。

次に、避難者への物資の提供につきましては、他都市などから提供される支援物資等を、原則、市内4箇所の集積拠点などを經由し、各避難所へ配送して行うこととしております。また、各避難所への配送につきましては、県トラック協会等との協定に基づき行うこととし、訓練等も実施しているところです。しかしながら、過去の大規模地震では、発災初動期を中心に物流機能が麻痺したため、国が中心となり、自衛隊による運搬・配送を行った事例もありましたことから、それら事例も検証してまいりたいと存じます。また、避難所に集積された物資の配布につきましては、各避難所運営会議の方が中心となり、避難者等の協力を得ながら、物資の受入れ、避難者への配分などの役割を担っていただくこととしております。配給する際には、公平性の確保に最大限配慮することや、避難所利用者が抱える様々な事情に考慮し、優先順位をつけて配給することなどを避難所運営マニュアルに定めているところでございます。各避難所における具体的な体制等につきましては、今後、避難所運営訓練等の機会も通じ検証を行うなど、更に検討を行う必要があると考えております。

次に、避難所以外の場所に避難されている方への物資等の提供につきましては、原則、最寄りの避難所に取りに来て頂くことを想定しておりますが、避難所補完施設が開設された場合や、多数の方が避難されている施設等があった場合につきましては、物流機能の状況なども踏まえ、できるだけ早期の段階から各施設に物資の提供ができるよう努めてまいります。

今後も引き続き、関係機関等とも連携を図りながら、災害時における避難者支援について検討を進めてまいりたいと存じます。

(総務局危機管理室)

※上記回答に関する問い合わせ先 総務局危機管理室

担当 前田 (電話) 200-2795